

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○有害図書類の指定.....	(生活文化・青少年室)	31
○一般競争入札の実施.....	(保護課)	31
○土地改良区の役員の住所変更の届出.....	(土地改良指導課)	32
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(土地改良指導課)	32
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(土地改良指導課)	33
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定.....	(土地改良指導課)	33
○道営土地改良事業計画の決定.....	(土地改良指導課)	33
○知事権限に係る保安林の指定の予定(2件).....	(治山課)	33
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課)	33
○知事権限に係る保安林の解除の予定.....	(治山課)	34
○道路の区域の変更.....	(道路整備課)	34
○道路の供用の開始.....	(道路整備課)	34
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	(都市環境課)	34

支庁告示

○建築基準法による一定の複数建築物の認定.....	35
---------------------------	----

道札幌土木現業所告示

○一般競争入札の実施.....	35
-----------------	----

道収用委員会告示

○土地収用法による裁決書の公示送達.....	36
------------------------	----

告 示

北海道告示第25号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成16年1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

図書類 の種別	図書コード等又は 日本ビデオ倫理協 会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等
雑 誌	11803-01	ウォーB組	2004年1月号 株式会社マガジンマガジン
同	08877-1	Yha! やぁ! Hip&Lip	2004年1月号 株式会社ワニマガジン社
同	18113-1	本当にあったHな話	2004年1月号 株式会社ぶんか社
同	07373-01	ヴァッカ! Vol.54	2004年1月号 パウハウス
同	08893-1	ヤングコミック	2004年1月号 少年画報社
同	02591-01	カルビPOWER	2004年1月号 若生出版株式会社
同	16151-1	Chuッ スペシャル	2004年1月号 株式会社ワニマガジン社
同	06346-01	DVD DELUX 2 7 days 7 girls デラデラ	2004年1月号別冊 株式会社MCプレス
同	03797-01	GOKUH ゴクウ	2004年1月号 パウハウス
同	03289-01	GRACE【月刊グレース】	2004年1月号 若生出版株式会社
同	05980-1/20	COMIC ダッシュ漫画ダイナマイト	2004年1月増刊号 辰巳出版株式会社
同	07653-1	月刊ビタマン	2004年1月号 株式会社竹書房
同	02916-1/4	グラビアコミックマガジンドキッ!スペシャル	2004年1月4日発行 同
同	03299-1	Cream【月刊クリーム】	2004年1月号 株式会社ワイレア出版
同	14077-1	ザ・ベスト MAGAZINE Special	2004年1月号 K Kベストセラーズ
同	01851-01	URECCO	2004年1月号 ミリオン出版
同	08397-01	マガジン・ウォー	2004年1月号 株式会社マガジンマガジン
同	13991-1	COMIC バズーカ	2004年1月号 辰巳出版株式会社
同	13877-1	快樂天	2004年1月号 株式会社ワニマガジン社
同	18399-1	まんがシャワー	2004年1月号 株式会社一水社
同	12203-1	おとなの特選街	2004年1月号 K Kベストセラーズ
同	03801-01	コミックアムール	2004年1月号 サ ン 出 版

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第26号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成16年1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量(1枚当たりの単価)

図書券500円券 約28,656枚

(2) 契 約 期 間 契約の日から平成16年3月31日

- (3) 納 入 場 所 北海道保健福祉部保護課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
- 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道保健福祉部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道庁赤れんが庁舎 2 階 4 号会議室
- (2) 入 札 日 時 平成16年 2 月 2 日 午後 2 時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- 入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道保健福祉部保護課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
- 郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第 1 項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第 1 項の規定により定めた予定価格（一枚当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（一枚当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
- 要
- 10 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道保健福祉部保護課
- イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 815
- (3) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、篠津中央土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成16年 1月13日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
理 事 ・ 氏 名	住 所	変 更 前	変 更 後
監事の別			
理 事 高 橋 繁	石狩郡当別町字蕨岱2316番地16	石狩郡当別町蕨岱2316番地16	
監 事 堀 梅 治	同 字蕨岱1696番地 2	同 蕨岱1696番地 2	

北海道告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、永山土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成16年 1月13日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所
就 任	平成15.12.22	理 事	筒井 昭七 旭川市永山町 6 丁目109番地
同	同	同	大西 秀雄 同 永山町11丁目244番地の 3
同	同	同	増子 昭 同 永山町16丁目116番地
同	同	同	荒井 泰一 同 永山町16丁目150番地
同	同	同	中西 榮一 同 永山町 2 丁目120番地
同	同	同	田村 文男 同 永山町13丁目20番地の 1
同	同	同	朝野 繁男 同 永山町14丁目194番地
同	同	監 事	中田 義美 同 永山町11丁目259番地の 4
同	同	同	川崎 輝雄 同 永山町13丁目93番地の 4
同	同	同	平野 登 同 永山町 3 丁目111番地
退 任	同 15.12.21	理 事	吉田 勲 同 永山町16丁目14番地の 2
同	同	同	筒井 昭七 同 永山町 6 丁目109番地
同	同	同	大西 秀雄 同 永山町11丁目244番地の 3
同	同	同	田村 弘雄 同 永山町14丁目186番地
同	同	同	増子 昭 同 永山町16丁目116番地

退任 平成15.12.21 理事 荒井 泰一 旭川市永山町16丁目150番地 同 同 同 中西 榮一 同 永山町 2 丁目120番地 同 同 監事 熊林 清 同 永山町 3 丁目98番地の 3 同 同 同 中田 義美 同 永山町11丁目259番地の 4 同 同 同 川崎 輝雄 同 永山町13丁目93番地の 4				森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 平成16年 1 月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 保安林予定森林の所在場所 静内郡静内町字農屋106の 1・106の 3（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。） 2 指 定 の 目 的 水源のかん養 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）			
北海道告示第29号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。 平成16年 1 月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 認可年月日 土地改良区名 平成15.12.16 新十津川土地改良区 同 由仁土地改良区 同 15.12.24 栗山土地改良区							
北海道告示第30号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。 その関係書類は、平成16年 1 月14日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成16年 1 月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 事業主体名 事業の種類 縦 覧 場 所 新十津川土地改良区 維持管理 北海道空知支庁 芦別市土地改良区 同 同				北海道告示第33号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 平成16年 1 月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 保安林予定森林の所在場所 松前郡松前町字上川662（次の図に示す部分に限る。） 2 指 定 の 目 的 公衆の保健 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）			
北海道告示第31号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、道営土地改良（東 6 線地区水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水））事業の土地改良事業計画を定めた。 その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年 1 月14日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成16年 1 月13日 北海道知事 高 橋 はるみ							
北海道告示第32号				北海道告示第34号			

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年 1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 登別市鉱山町7の1、8の1、8の17、8の18
2 指 定 の 目 的 水源のかん養
3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第35号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年 1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 山越郡八雲町入沢408の2から408の11まで、410の1、440の1、440の5から440の7まで、442の1、442の2、442の4、442の22から442の25まで、442の39から442の42まで、442の44
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 茅部郡森町字三岱23の3、23の6、23の8、23の55、23の57、23の62
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年 1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間
北 檜 山 大 成 線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡北檜山町字豊岡20番地先から瀬棚郡北檜山町字兜野218番1地先まで	前	6.03mから60.65mまで	1,301.18m	一般国道229号重複10.23m
		後	6.03mから42.69mまで	1,301.18m	一般国道229号重複10.23m
大 野 大 中 山 線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡北檜山町字豊岡23番地先から瀬棚郡北檜山町字兜野218番1地先まで	後	12.00mから74.70mまで	1,301.11m	一般国道229号重複10.44m
		前	25.70mから26.00mまで	70.00m	—
奥 尻 島 線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字中島162番1地先から奥尻郡奥尻町字中島164番1地先まで	後	25.60mから26.00mまで	70.00m	—
		前	17.30mから42.07mまで	653.30m	—
奥 尻 島 線 奥尻郡奥尻町字米岡126番3地先（道道奥尻島線交点）から奥尻郡奥尻町字米岡184番7地先（奥尻空港敷地界）まで		後	21.82mから104.04mまで	653.30m	—
		前	17.30mから42.07mまで	653.30m	—

北海道告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の軌定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年 1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 米岡奥尻空港線	奥尻郡奥尻町字米岡126番3地先（道道奥尻島線交点）から奥尻郡奥尻町字米岡184番7地先（奥尻空港敷地界）まで	平成16. 2. 2

北海道告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成16年 1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 帯広市西23条北4丁目1番27 ほか4筆 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 帯広市西21条北1丁目3番20号 株式会社エルパ北海道 代表取締役社長 杉山 修 3 開発許可年月日及び番号 平成15年6月4日 都環第15 - 1号	2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。 (4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成16年1月13日から19日まで イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
支 庁 告 示	
北海道胆振支庁告示第1号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。 平成16年1月13日 北海道胆振支庁長 野 村 昌 信 1 認可番号 第15 - 2号 2 認定年月日 平成15年12月26日 3 対象区域 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町190 - 1の内 ほか5筆 4 申請者の住所及び氏名 虻田郡虻田町字栄町58番地 虻田町長 長崎 良夫 5 縦覧図書の縦覧場所 北海道胆振支庁経済部建設指導課 虻田町経済部建設課	(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成16年1月13日から19日まで イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
道札幌土木現業所告示	
北海道札幌土木現業所告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年1月13日 北海道札幌土木現業所長 上 楽 喜久雄 1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量 ノート型パソコン 56台（1月当たりの単価） (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 借上期間 平成16年3月1日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年2月29日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納入場所 別途指示する場所	5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所3階第1会議室 (2) 入 札 日 時 平成16年1月28日（水）午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入札保証金及び契約保証金 免除する。 7 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第

1 項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額（56台分）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目

電話番号 011 - 561 - 0201 内線 206

(4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

2 書類の送達を受けるべき者の住所及び氏名

住 所 不 明

（最後の住所）

東京都江戸川区東瑞江2丁目18番地 瑞江組

氏 名 谷 地 政 章

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目北海道庁内）において保管してあるので、当該者は、出頭の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成16年1月26日をもって同項の規定に基づく送達があったものとみなされる。

平成16年1月13日

北海道収用委員会会長 文 仙 俊 一

1 書類の名称

平成15年12月19日付けで裁決した権利取得及び明渡しに係る裁決書（正本）